

第13号議案 品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

第14号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

子どもが複数いる世帯が認可保育施設を利用した際に負担する保育料を軽減することにより、区民が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、東京都が実施する保育所等利用多子世帯負担軽減事業に加え、区独自で第2子保育料を無償とする。

2 改正内容

認可保育園、認定こども園、地域型保育事業に在園している0～2歳児クラスの第2子の月額保育料を無償とする。

	第3子以降		第2子	
	第1子が就学前	第1子が小学生以上	第1子が就学前	第1子が小学生以上
国の制度	保育料 無償	保育料 半額	保育料 半額	保育料 全額
都の制度 (現状の区の制度)	保育料 無償		保育料 半額	
区の制度 (令和5年4月以降)	保育料 無償			

対象者 約1,800人

影響額 4億6,800万円(歳入減)

3 条例改正概要(対象は0～2歳児クラス在園の第2子)

条例名	対象施設	改正内容
品川区保育の実施等に関する条例	区立認可保育園	月額保育料の無償化
	私立認可保育園	
	区立認定こども園	
品川区私立認定こども園、私立幼稚園 および特定地域型保育事業の 利用者負担額に関する条例	私立認定こども園	
	地域型保育事業	

4 新旧対照表

別紙「新旧対照表(案)」のとおり

5 適用日

令和5年4月1日

品川区保育の実施等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(費用の額の決定)</p> <p>第5条 前条第1項から第3項までの規定により徴収する費用(以下「保育料」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分である場合) 児童1人につき、別表第1に定める額</p> <p>(2) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分である場合) 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>(3) 幼児教育の実施 零</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。) 第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等(同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第2 および別表第3において同じ。)以外の特定被監護者等に係る保育料は、零とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに属する世帯に限る。)のうち、要保護者等(令第4条第2項6号に規定する要保護者等をいう。以下同じ。)がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第2に定める額とする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第3に定める額とする。</p>	<p>(費用の額の決定)</p> <p>第5条 前条第1項から第3項までの規定により徴収する費用(以下「保育料」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分である場合) 児童1人につき、別表第1に定める額</p> <p>(2) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分である場合) 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>(3) 幼児教育の実施 零</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。) 第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等(同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第2 から別表第4までにおいて同じ。)以外の特定被監護者等に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第2に定める額とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに属する世帯に限る。)のうち、要保護者等(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。)がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第3に定める額とする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。</p>

新		旧																																													
<p>別表第2 (第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額 (特定被監護者等1人につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等</td> <td>別表第1に定める額 (第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。) に100分の50を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>その他の特定被監護者等</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	月額 (特定被監護者等1人につき)	最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等	別表第1に定める額 (第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。) に100分の50を乗じて得た額	その他の特定被監護者等	0円	<p>別表第2 (第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額 (特定被監護者等1人につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等</td> <td>別表第1に定める額 (第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。) に100分の50を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>その他の特定被監護者等</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	月額 (特定被監護者等1人につき)	最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等	別表第1に定める額 (第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。) に100分の50を乗じて得た額	その他の特定被監護者等	0円																														
		区分	月額 (特定被監護者等1人につき)																																												
		最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等	別表第1に定める額 (第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。) に100分の50を乗じて得た額																																												
その他の特定被監護者等	0円																																														
区分	月額 (特定被監護者等1人につき)																																														
最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等	別表第1に定める額 (第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。) に100分の50を乗じて得た額																																														
その他の特定被監護者等	0円																																														
<p>別表第3 (第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額 (特定被監護者等1人につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最年長である特定被監護者等</td> <td>別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額 (第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。) に100分の50を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>その他の特定被監護者等</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	月額 (特定被監護者等1人につき)	最年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額 (第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。) に100分の50を乗じて得た額	その他の特定被監護者等	0円	<p>別表第3 (第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額 (特定被監護者等1人につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最年長である特定被監護者等</td> <td>別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額 (第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。) に100分の50を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>その他の特定被監護者等</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	月額 (特定被監護者等1人につき)	最年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額 (第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。) に100分の50を乗じて得た額	その他の特定被監護者等	0円																														
区分	月額 (特定被監護者等1人につき)																																														
最年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額 (第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。) に100分の50を乗じて得た額																																														
その他の特定被監護者等	0円																																														
区分	月額 (特定被監護者等1人につき)																																														
最年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額 (第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。) に100分の50を乗じて得た額																																														
その他の特定被監護者等	0円																																														
<p>別表第4 (第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">月額 (特定被監護者等1人につき)</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児の場合</th> <th>3歳児の場合</th> <th>4歳以上児の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">最年長である特定被監護者等</td> <td>第5条第1項第1号に掲げる区分に該当する場合</td> <td>9,000円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合</td> <td>7,200円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の特定被監護者等</td> <td colspan="3">0円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	月額 (特定被監護者等1人につき)			3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合	最年長である特定被監護者等	第5条第1項第1号に掲げる区分に該当する場合	9,000円	0円	0円	第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合	7,200円	0円	0円	その他の特定被監護者等		0円			<p>別表第4 (第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">月額 (特定被監護者等1人につき)</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児の場合</th> <th>3歳児の場合</th> <th>4歳以上児の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">最年長である特定被監護者等</td> <td>第5条第1項第1号に掲げる区分に該当する場合</td> <td>9,000円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合</td> <td>7,200円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の特定被監護者等</td> <td colspan="3">0円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	月額 (特定被監護者等1人につき)			3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合	最年長である特定被監護者等	第5条第1項第1号に掲げる区分に該当する場合	9,000円	0円	0円	第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合	7,200円	0円	0円	その他の特定被監護者等		0円		
区分	月額 (特定被監護者等1人につき)																																														
	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合																																												
最年長である特定被監護者等	第5条第1項第1号に掲げる区分に該当する場合	9,000円	0円	0円																																											
	第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合	7,200円	0円	0円																																											
その他の特定被監護者等		0円																																													
区分	月額 (特定被監護者等1人につき)																																														
	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合																																												
最年長である特定被監護者等	第5条第1項第1号に掲げる区分に該当する場合	9,000円	0円	0円																																											
	第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合	7,200円	0円	0円																																											
その他の特定被監護者等		0円																																													

新	旧	
<p data-bbox="241 156 331 188"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="163 196 790 228"><u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="163 236 1093 268"><u>2 改正後の第5条第2項から第4項までならびに別表第2および別表第</u></p> <p data-bbox="185 276 1093 347"><u>3の規定は、令和5年度以後の保育料について適用し、令和4年度までの保育料については、なお従前の例による。</u></p>		

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により1号認定子どもが私立認定こども園および私立幼稚園から特定教育を受けた場合、同項第3号の規定により2号認定子どもが私立幼稚園から特別利用教育を受けた場合または法第30条第1項第2号の規定により1号認定子どもが特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育を受けた場合 零</p> <p>(2) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により2号認定子どももしくは3号認定子どもが私立認定こども園から特定保育を受けた場合、法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定居宅訪問型事業者もしくは特定保育所型事業所内保育事業者（以下「特定居宅訪問型事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定居宅訪問型事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額</p> <p>ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第1に定める額</p> <p>イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>(3) 法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定家庭的保育事業者、特定小規模保育事業者または特定小規模型事業所内保育事業者（以下「特定家庭的保育事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額</p> <p>ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分で</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により1号認定子どもが私立認定こども園および私立幼稚園から特定教育を受けた場合、同項第3号の規定により2号認定子どもが私立幼稚園から特別利用教育を受けた場合または法第30条第1項第2号の規定により1号認定子どもが特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育を受けた場合 零</p> <p>(2) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により2号認定子どももしくは3号認定子どもが私立認定こども園から特定保育を受けた場合、法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定居宅訪問型事業者もしくは特定保育所型事業所内保育事業者（以下「特定居宅訪問型事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定居宅訪問型事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額</p> <p>ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第1に定める額</p> <p>イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>(3) 法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定家庭的保育事業者、特定小規模保育事業者または特定小規模型事業所内保育事業者（以下「特定家庭的保育事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額</p> <p>ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分で</p>

新	旧
<p>ある場合 児童1人につき、別表第2に定める額</p> <p>イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3 <u>および別表第4</u>において同じ。）以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、<u>零とする。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までおよび別表第2のC階層の第2階層からD階層の第4階層(1)までに属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第3</u>に定める額とする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第4</u>に定める額とする。</p>	<p>ある場合 児童1人につき、別表第2に定める額</p> <p>イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3 <u>から別表第5まで</u>において同じ。）以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、<u>当該特定被監護者等1人につき、別表第3に定める額とする。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までおよび別表第2のC階層の第2階層からD階層の第4階層(1)までに属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第4</u>に定める額とする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、<u>別表第5</u>に定める額とする。</p>

新		旧			
		別表第3 (第3条関係)			
区分		月額 (特定被監護者等1人につき)			
最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等		別表第1に定める額 (第3条第1項第2号イの区分に該当する場合には、同号イに定める額とする。) または別表第2に定める額 (同項第3号イの区分に該当する場合には、同号イに定める額とする。) に100分の50を乗じて得た額			
その他の特定被監護者等		0円			
別表第3 (第3条関係)		別表第4 (第3条関係)			
区分		月額 (特定被監護者等1人につき)			
最年長である特定被監護者等		別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額 (第3条第1項第2号イの区分に該当する場合には、同号イに定める額とする。) または別表第2のC階層の第2階層からD階層の第4階層(1)までに定める額 (同項第3号イの区分に該当する場合には、同号イに定める額とする。) に100分の50を乗じて得た額			
その他の特定被監護者等		0円			
別表第4 (第3条関係)		別表第5 (第3条関係)			
区分		月額 (特定被監護者等1人につき)			
		3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合	
最年長である特定	第3条第1項第2号アまた	9,000円	0円	0円	
区分		月額 (特定被監護者等1人につき)			
		3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合	
最年長である特定	第3条第1項第2号アまた	9,000円	0円	0円	

新					旧				
被 監 護 者 等	は同項第3号 アの区分に該 当する場合				被 監 護 者 等	は同項第3号 アの区分に該 当する場合			
	第3条第1項 第2号イまた は同項第3号 イの区分に該 当する場合	7,200円	0円	0円		第3条第1項 第2号イまた は同項第3号 イの区分に該 当する場合	7,200円	0円	0円
その他の特定被監護者等		0円			その他の特定被監護者等		0円		
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第3条第2項から第4項までならびに別表第3および別表第4の 規定は、令和5年度以後の利用者負担額について適用し、令和4年度までの 利用者負担額については、なお従前の例による。</u></p>									